

諮問日：令和元年8月22日（令和元年度（最情）諮問第31号）

答申日：令和2年1月24日（令和元年度（最情）答申第78号）

件名：最高裁判所が取得した千葉地方裁判所松戸支部の特定の場所付近のビデオの不開示判断（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

別紙記載の各文書（以下、併せて「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、その存否を明らかにしないで不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和元年7月12日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

特定人の犯罪の証明及び再審の裁判に本件開示申出文書のビデオは必須であり、裁判官に見せるためであり、公益目的である。公益目的でないという理由説明書は虚偽であり、破棄すべきである。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件開示申出文書の防犯ビデオとは、裁判所が庁舎管理上設置している防犯カメラにより録画された映像データであると解される。

また、本件開示の申出の内容は、千葉地方裁判所松戸支部の正面玄関前、4階民事書記官室前のカウンター付近並びに4階エレベーター前及びエレベーター内という具体的な位置を示した上で、同位置を撮影した防犯ビデオの開示を求めるものである。

本件開示申出文書の存否を明らかにすると、同裁判所の特定の位置の防犯カメラの設置の有無及びその場所に係る情報（撮影範囲に係る情報を含む。）が公になる。これらの情報は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条4号及び6号に規定する、公にすることにより公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報及び公にすることにより警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に相当する。

- 2 なお、本件開示申出文書の存否を明らかにすることにつき、取扱要綱記第4に定める公益上特に必要があると認める事情はない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和元年8月22日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年9月2日 苦情申出人から意見書及び資料を收受
- ④ 同日 苦情申出人から意見書を收受
- ⑤ 同年11月15日 審議
- ⑥ 同年12月20日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件開示の申出の内容からすれば、本件開示申出文書の存否を明らかにすると、千葉地方裁判所松戸支部における防犯カメラの設置の有無及びその場所に係る情報が公になると認められる。かつ、この情報が公になると、法5条6号に規定する警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは明らかである。

したがって、本件開示申出文書については、その存否を答えるだけで同号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められる。

- 2 苦情申出人は、取扱要綱記第4に定める公益上の理由による開示を求めているが、苦情申出人の主張を踏まえて検討しても、本件開示申出文書の存否に関

する情報について、公益上の理由による開示を相当とすべき事情は認められない。

- 3 以上のとおり、原判断については、本件開示申出文書の存否を答えるだけで法5条6号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人

別紙

特定日の以下の防犯ビデオ

千葉地方裁判所松戸支部正面玄関前 特定時間

4階民事書記官室前のカウンター付近 特定時間

4階エレベーター前及びエレベーター内 特定時間